

第3期座間味村人口ビジョン・総合戦略策定支援業務
企画募集要項

1. 委託事業名
第3期座間味村人口ビジョン・総合戦略策定支援業務
2. 事業目的
本業務は、「第2期座間味村人口ビジョン・総合戦略」の計画期間が令和7年度で終了となることから、地方創生の更なる充実、強化に向けて、デジタル技術の活用によって、地域の個性を生かしながら地域の社会課題解決や魅力向上の取組を加速・深化するため、令和8年度を初年度とする「第3期座間味村人口ビジョン・総合戦略」を策定するにあたり、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者策定支援業務を委託するものである。
3. 事業内容
別紙「委託仕様書」のとおり
4. 積算上限額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)
6,325,000 円
5. 募集方法
公募型プロポーザル方式によるものとする。
6. 契約期間
契約締結の日から令和8年3月13日(金)
7. 提案方法
別紙「企画提案書作成要領」に基づき作成し、必要部数を提出すること。
8. 事業者募集及び選定のスケジュール
 - (1) 意思表明書(別紙様式第1号)の提出
 - ・日時 令和7年6月5日(木) 17時まで(必着)
 - ・場所 座間味村役場 総務課
 - ※提出意思表明書を提出すること。
 - ※参加を辞退する場合には、速やかに辞退届(別紙様式第2号)を提出すること。
 - (2) 質問書の受付
 - ・日時 令和7年6月5日(木) 17時まで(必着)
 - ・質問はメールにて、質問書(別紙様式第3号)を提出すること。
 - ・質問に対する回答は、意思表明書を提出した業者に対し電子メールにて回答を行う。
 - (3) 企画提案書の提出
 - ・日時 令和7年6月10日(火) 17時まで(必着)
 - ・場所 座間味村役場 総務課
 - ※郵送または持参とする。

(4) プレゼンテーション等の日時

・日時 令和7年 6 月 16 日(月) 13 時 15 分から

・場所 座間味村役場 3F

※プレゼンテーションは、パワーポイントによって行う。

※当日持参するものは、ノートパソコン。

※プロジェクターとスクリーン、HDMI ケーブルは開催場所にて用意。その他必要なものは持参すること。

※出席者は 1 事業者あたり 3 名以内とする。

※所要時間については、各事業者 30 分(説明 20 分、質疑応答 10 分)とする。

なお、参加者が 3 者未満の場合には、企画提案における一次審査(書類審査)は行わず、全ての参加者を対象にプレゼンテーション審査を実施する。参加者が 3 者以上の場合には、提出された企画提案書に基づく書類審査を実施し、上位 3 者を選定のうえ、当該 3 者によるプレゼンテーション審査を実施するものとする。審査の結果、該当なしと判断された場合には契約を行わない場合がある。

(5) 審査結果について

プレゼンテーション審査は、審査は提案内容を総合的に判断し、最も優れていると考えられる提案を選定する。

(6) 審査結果の公表

・一次審査結果:令和7年 6 月 13 日(金)

・プロポーザル審査結果:令和 7 年 6 月 23 日(月)

審査の結果は、すべての提案者に対して電子メールにて通知する。なお、選定結果に対する異議等は一切受け付けない。

9. 応募条件

(1) 応募資格

事業者は次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- ① 意思表明書の提出期限において、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく座間味村の入札参加制限を受けていない者であること。
- ② 意思表明書提出期限以前 3 ヶ月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実が無い者であること。
- ③ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 行)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ④ 最近 1 年間の法人税、法人事業税を滞納していない者であること。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 1 項第 2 号に規定される暴力団、それらに関係するもの及びそれらを益するもののいずれでもないこと。また、役員をはじめとして従業員が第 6 号の暴力団員、暴力団関係者、暴力団並びに暴力団 員等に協力する者のいずれにも該当しないこと。
- ⑥ 本業務を円滑に遂行するために必要とされる専門的知識、提案能力及び類似事例での豊富な経験を有する者(過去 5 年間に於いて地方公共団体での地方人口

ビジョン・地方版総合戦略策定業務を受託し、完了した実績があること)に従事させるとともに、座間味村との事務調整及び打合せ等を迅速かつ適切に行う体制を構築できること。

- ⑦ 応募については、単独に限らず共同企業体も可とする。ただし、重複(単独・共同企業体又は複数の共同企業体)での申し込みを行うことはできない。
- ⑧ 単独、共同企業体ともに沖縄県内に本店又は支店等を有する法人であること。

(2) 意思の表明

応募者は、あらかじめ「提案書の提出意思表明書」(別紙様式第1号)を提出することとし、次の書類を添付すること。

- ① 会社案内
- ② 財務諸表(直近1年分)
- ③ 法人税、法人住民税、消費税及び地方消費税の納税証明書(直近1年分)

(3) 応募に関する留意事項

- ① 提案に関し必要な費用は、応募者の負担とする。
- ② 応募者は1つの提案しか出来ないものとする。
- ③ 提案に際して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨は円を使用することとする。
- ④ 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効とする。
- ⑤ 提示した業務規模と大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積もりが不適切である場合には提案書を無効とする。
- ⑥ 全般的な留意事項として、専門的な知識を持たない者でも理解できるように、極力専門用語は使用せず、平易な表現で記載すること。
- ⑦ 提案書は返却しない。なお、提案書は応募者に無断で使用しない。

10. 提案について

(1) 提出書類

提案は、次にあげる書類をもって行うものとする。

・企画提案書

(2) 提出方法

企画提案書は、10部提出することとする。

正本を1部とし、他は写しを添付すること。サイズはA4とする。A3も可能とするが、折込でA4とすること。